

市営住宅入居者 募集案内
対象住宅：新稲荷団宅（3DK） 1戸

一般世帯向け（単身不可）



※申込書に記入する前に、必ずよく読んでください。

裾野市役所 都市計画課
〒410-1192 裾野市佐野1059番地（市役所2階）
電話：055-995-1856

1 募集する住宅

○ 新稲荷団地

(1) 住 所 裾野市稲荷 1 1 6-1

(2) 募集戸数 **1戸（205号室）3階建ての2階（エレベーターはありません）**

(3) 間取り 3DK（69.45㎡）
（和室6畳、洋室6畳×2室、台所兼食事室、浴室、トイレ）

(4) そ の 他 世帯向け住宅のため、単身者の入居はできません。
家賃 参考額：26,400円～70,100円（R8年度本来入居者家賃）
※参考額は、入居基準による当初家賃。また、家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等により個別に異なります。

2 入居時期

申込み日より、1ヶ月～2ヶ月

3 申込受付期間

月曜日 ～ 金曜日 8:30～17:15

※ 土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

4 申込方法

(1) 「入居申込書」に必要事項を記入し、必要書類（5ページ）をすべて揃えた上で、申込者本人又はご家族の方で記載事項について説明のできる方が、直接、裾野市役所都市計画課（庁舎2階窓口）へ持参してください。書類の不備、不正がある場合は受付できません。郵送による申込受付は行いません。

(2) ご不明な点は、裾野市役所 都市計画課までお問い合わせください。

5 申 込 資 格

次の（１）～（６）全てに該当する方

- （１）現に同居し、または同居しようとする親族がある方。なお、次の方は親族に含みます。
 - （イ） 婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方。
 - （ロ） 入居可能日から３ヶ月以内に同居できる婚姻予定者。
- （２）現に諸税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）を滞納していない方。
- （３）現に住宅に困窮していることが明らかな方（持家のある方、既に公営住宅に入居している方は原則申込み不可）。
- （４）申込者及び同居しようとする親族の最近１年間ににおける収入（給与所得、事業等所得、年金所得）から算出した金額（下記の算出の仕方参照）が 158,000 円以下（※裁量世帯については214,000 円以下）。なお、遺族年金、福祉（障害）年金、失業給付金、仕送り、労災保険の各種給付金、生活保護の扶助費、支援給付金等の非課税所得および退職一時金等の一時的な所得は所得計算に含めません。
- （５）裾野市内に住所または勤務先を有している方。
- （６）申込者及び同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。なお、裾野市営住宅条例第 65 条の規定に基づき、関係機関（裾野警察署長）へ照会をかけることについて、同意いただけることが条件となります。

※ **裁量世帯**とは、入居者または同居者が下記いずれかに該当する場合。

- ・ 身体障害者手帳に記載された障害の程度が１級～４級までの方。
- ・ 療育手帳に記載された障害の程度がＡ及びＢ又は同程度と認められる方。
- ・ 精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が１級～２級まで又は同程度と認められる方。
- ・ 戦傷病者手帳（特別項症～第６項症・第１款症）の交付を受けている方。
- ・ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
- ・ 引揚者で本邦に引き揚げた日から５年を経過していない方。
- ・ 世帯主が 60 才以上の方であり、かつ同居者のいずれも 60 才以上か 18 才未満の世帯。
- ・ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ・ 小学校就学前の子どものいる世帯。

6 申込書の記入方法

- （１） 所定の記入欄に必要事項をすべて記入してください。
- （２） 自宅及び勤務場所の電話番号（携帯番号）は、必ず記入してください。又、現住所がアパート等の場合には、その建物の名称や部屋番号を必ず記入してください。
- （３） 申込書の理由欄は、該当するものを○印で囲み、その詳細な理由を右欄に簡潔明瞭に記入してください。

7 連帯保証人

入居決定者は、市営住宅への入居に際し、連帯保証人を選任していただきます。

連帯保証人は、入居者が家賃等の滞納や、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の責任を負っていただきますので、この点を連帯保証人になれる方に十分説明してください。連帯保証人は、弁済する資力を有する方で、県内に居住する方、又は入居者の親族の方としてください。連帯保証人の選任ができない場合は、原則入居することができません。

8 敷金と請書（契約書）

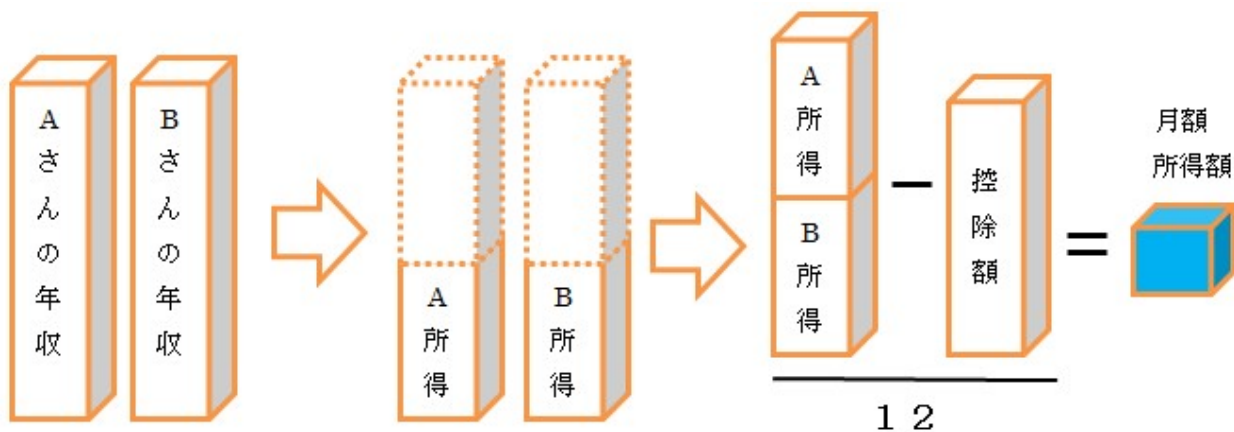
- (1) 入居決定の場合は、家賃3か月分に相当する額を「敷金」として、入居決定後10日以内に納入していただきます。
- (2) 入居決定者は、連帯保証人の自署した「請書」1部と、連帯保証人になる方の「住民票」「所得証明書」「市税の滞納がないことの証明等」及び「各々の印鑑証明書」を添えて、入居決定後10日以内に提出していただきます。
- (3) 敷金の入金、請書の提出が入居決定後10日以内に行われない場合は、入居決定を取り消すことがあります。

9 その他

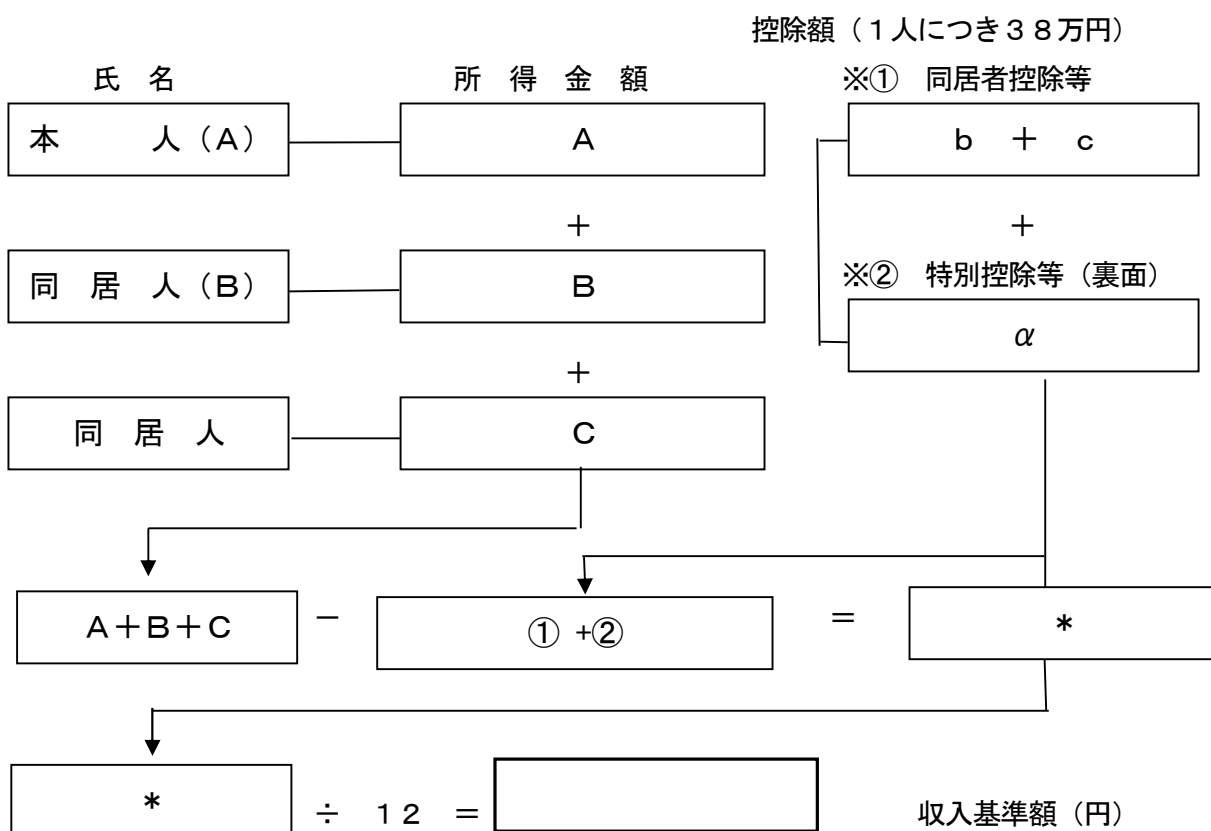
- (1) 申込書、その他の提出書類はお返ししません。
- (2) 駐車場は1世帯あたり1台（¥3,000/月）です。2台以上は駐車できませんので、ご注意ください。
- (3) 入居後、暴力団であることが判明した場合は住宅の明渡し対象となります。
- (4) 公営住宅は家賃に修繕費が含まれていない為、退去時に畳償却費の支払い、襖・障子およびクロスの貼り替え（台所と和室）が必要となります。
- (5) 犬、猫等のペットを飼うことはできません。
- (6) 電気・ガス・水道は、入居者各自にて手続きしていただきます。
- (7) 入居後は所属する区の一員としての役割がありますので、ご協力をお願いします。（区費、河川清掃、区の行事等があります。）
- (8) 入居後も家賃算定のため、毎年、収入申告をおこなっていただきます。
- (9) エアコンはついておりません。取り付けされる場合は予め承認を受けたうえで、入居者負担で取付けてください。退去時には取外していただきます。

収入基準額の計算方法

この表の空欄に、所得等の金額を入れて算出した収入基準額が、一般世帯の場合 158,000 円以下、裁量世帯の場合 214,000 円以下ならば入居資格があります。申込みをされる前に必ず御確認ください。当选しても、この収入基準額を超えていた場合、入居の決定が無効となりますのでご了承ください。



1. 世帯の月額所得額を算出します。



【特別控除】

- 所得調整控除・・・対象者1人につき10万円
- 寡婦控除・・・対象者一人につき27万円
- ひとり親控除・・・対象者一人につき35万円
- 障害者控除・・・対象者一人につき27万円
- 特別障害者控除・・・対象者一人につき40万円
- 老人扶養控除、老人配偶者控除・・・対象者一人につき10万円
- 特定扶養親族控除・・・対象者一人につき25万円

※対象となるか否かの詳細については都市計画課までお問合せください。

入居申込書に添付する必要書類

● 申込み時に用意していただく書類です。

- 1 申込者及び同居親族全員の「住民票」…………… 市長が発行（市民課）
- 2 申込者及び同居親族全員の「源泉徴収票」（または確定申告書の写しなど）
…………… 現勤務先で発行
- 3 申込者及び同居親族全員の「所得証明書」…………… 市長が発行（税務課）
- 4 申込者及び同居親族全員の「市税の滞納がないことの証明」（都市計画課指定様式）
…………… 市長が発行（税務課）

※申込者によってはその他必要な書類（生活保護受給証明、年金受給証明、障害者手帳、療育手帳、母子家庭または父子家庭の方は戸籍謄本、婚姻予定者は婚約証明書等）があります。